

少額減価償却資産の特例の見直し ~ 税制改正のポイント整理 ~

令和 8 年度税制改正により、中小企業者を対象に設けられている「少額減価償却資産の特例」の内容の見直しが行われました。

少額減価償却資産の特例とは？

青色申告をしている中小企業者が、取得価格 40 万円(改正前は 30 万円)未満の減価償却資産を購入したときに、その全額を購入した事業年度の経費に一括計上できる制度です。

通常であれば 10 万円以上の資産を購入した場合、法定耐用年数に応じて減価償却を行います。本特例を適用することでその費用を一括で経費に計上することができ、法人税の節税にもつながります。

今回の税制改正でのポイント・改正点

対象となる少額減価償却資産の取得価格の引き上げ

令和 8 年 3 月末までは減価償却資産の取得価格が「30 万円未満」であれば、一定の要件をもとに取得した事業年度に全額損金として計上が可能でした。

今回の改正により、この「30 万円未満」が「40 万円未満」まで引き上げられました。(令和 8 年 4 月～)

税抜き経理の事業者は税抜き 40 万円まで、
税込み経理の事業者は税込み 40 万円までの
資産の購入であれば一括経費とすることが可能になります。



注) 令和 8 年 3 月 31 日以前に取得した資産で本特例の対象となるのは「取得価格 30 万円未満」のものになります。

事業年度の途中で令和 8 年 4 月 1 日を含む事業者は注意が必要です。

3 月以前取得の資産は「30 万円未満基準」、4 月以降は「40 万円未満基準」で特例の適用を行う必要があります。

適用対象となる企業規模の見直し

常時使用する従業員数の要件について、これまでは 500 人以下であれば本特例の適用対象でしたが、改正により 400 人以下へと引き下げられました。

これにより、従業員数が 401 ~ 500 人の企業は本特例が使えなくなる可能性があります。

適用期限の延長

本来は令和8年3月31日をもって期限切れとなる予定だった本特例ですが、令和11年3月31日まで3年間延長されました。

恒久的な特例ではなく、あくまで時限措置であることは押さえておく必要があります。

年間の上限額は据置き

取得価格の基準が40万円未満に拡大された一方、年間の適用上限額は改正前の300万円のまま据置きとなりました。

限度額を超えてしまうと、仮に40万円未満の資産の購入であっても、全額損金にはなりません。法定耐用年数に応じて通常の減価償却を行うこととなります。

取得価格が10万円～20万円の資産については一括償却資産として3年償却するなど、制度を組み合わせながら活用することで、節税効果の最大化につながります。

項目	改正前（令和8年3月31日まで）	改正後（令和8年4月1日以降）
取得価額の上限	30万円未満	40万円未満
対象法人の従業員数	500人以下	400人以下
適用期限	令和8年3月31日	令和11年3月31日（3年延長）
年間合計限度額	300万円まで	300万円まで（変更なし）

注意点・まとめ

法人の利益圧縮による節税に効果を発揮する少額減価償却資産の特例ですが、今回の改正によりさらに使いやすくなった半面、注意が必要な点も残ります。

一括経費化ができる償却資産の単価が上がったことで、限度額(300万円)に達しやすくなった点。特例の適用により即時償却した資産に対しても、課税標準額が免税点を超える部分には償却資産税が課される点。

令和9年度より償却資産税の免税点が150万円から180万円まで引き上げられる予定です。

今回の改正で、設備投資の判断の幅が広がる一方、実務上で注意しなければならない点も増えました。一括償却資産との使い分け等含め、適切な判定を行いながら本特例を活用していくことが求められます。

140 令和8年5月7日発行 【担当】筑紫野オフィス：内田 翔伍